

利用のために

商業統計調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は卸売・小売事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 根拠法規

統計法（昭和22年3月26日法律第18号）及び商業統計調査規則（昭和27年8月13日通商産業省令第60号）に基づき実施される調査（指定統計第23号）です。

(3) 調査の期日

平成14年6月1日現在で実施しました。

(4) 調査の経路

経済産業大臣～県知事～市町村長～（指導員）～調査員～申告者（商業事業所）

(5) 調査の方法

調査員が対象事業所にそれぞれ調査票を配付し、記入依頼して、商店主（又は責任者）が自ら記入する自計方式によります。

(6) 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類J - 卸売・小売業」に属する事業所です。

(7) 調査の単位

事業所の所在する場所ごと及び経営者ごとに調査対象としました。

1 用語の説明

(1) 商業事業所

商業事業所とは、原則として商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も含まれます。）であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいいます。なお、販売業務に付随して行う軽度の加工、取付及び修理も含まれます。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (イ) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売するもの。
- (ロ) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を販売するもの。
- (ハ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械、産業用機械、建設材料）を販売するもの。
- (ニ) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売業となります。
- (ホ) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。
- (ヘ) 主として手数料を得て他人の事業所のために商品の売買の代理又は仲介人を行うもの。

の。(代理商、仲立業)

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (イ) 個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
 - (ロ) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。同種製品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず、小売業とします。ただし、修理のみを専門とする事業は修理業(サービス業)となります。
 - (ハ) 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所)(例:菓子屋、パン屋、豆腐屋、調剤薬局等。)
- (ニ) ガソリンスタンド
- (ホ) 主として無店舗販売を行う事業所(訪問販売又は通信販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

(4) 従業者数及び就業者

平成14年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。(1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者、平成14年4月、5月の2ヶ月間に、それぞれ18日以上雇用されている者を含みます。)をいいます。

なお、従業者に臨時雇用者、出向・派遣受入者を併せたものを就業者としています。

- (イ) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、普段事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- (ロ) 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けいている者をいいます。
- (ハ) 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれているもので次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者。
 - イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。
 - ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者。
- (ニ) 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
- (ホ) 「出向・派遣受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。
- (ハ) 「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものをいいます。(換算値の端数は切り上げ)

(5) 年間商品販売額等

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売額(消費税を含む)をいいます。

(6) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業所における商品販売額以外の事業による収入額(消費税を含む)をいいます。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業は除きます。

(8) セルフサービス方式

この調査でいうセルフサービス方式とは、次の三つの条件をかねている場合をいいます。

- (イ) 商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージ(消費単位に合わせてあらかじめ包装する)され、値段がつけられていること。
- (ロ) 店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカートなどにより客が自分で自由に商品を取り集めるような形式になっていること。
- (ハ) 売場の出口などに設けた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

(9) 電子商取引

コンピュータを介したネットワークを通して行う商取引であり、卸売企業、小売企業において、他企業もしくは消費者との間での電子商取引の有無、さらに年間商品販売額・年間商品仕入額に占める電子商取引の割合を今回より調査しています。

2 産業分類の改訂について

日本産業分類の改訂（平成14年3月7日総務省告示）に伴い、平成14年商業統計調査は新産業分類にて実施及び審査・集計をしています。

3 その他

(1) この結果表は、平成14年6月1日現在で実施した商業統計調査の結果を本県で集計したもので、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

(2) 平成11年調査は、簡易調査として実施したため、調査に用いた商品分類及び産業格付方法が平成14年調査と異なっています。このため、平成11年調査のデータは平成14年調査の産業分類に準じて組み替えを行っておりますので、時系列で使用する際には留意してください。

また、本書における平成11年調査のデータは、比較のため飲食部門の数値を除いて再集計したものを表示しておりますので、併せて留意してください。

(3) 10広域圏に含まれる市郡は、次のとおりです。

福岡都市広域圏・・・福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡

甘木・朝倉広域圏・・・甘木市、朝倉郡

八女・筑後広域圏・・・八女市、筑後市、八女郡

久留米広域圏・・・久留米市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡

有明広域圏・・・大牟田市、柳川市、山門郡、三池郡

飯塚広域圏・・・飯塚市、山田市、嘉穂郡

田川広域圏・・・田川市、田川郡

直方・鞍手広域圏・・・直方市、鞍手郡

北九州都市広域圏・・・北九州市、中間市、遠賀郡

京築広域圏・・・行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

(4) 統計表中の記号については、次のとおりです。

「 」・・・該当がないもの又は調査事項でも集計していないもの。

「 X 」・・・秘匿したもの。

「 」・・・減少したもの。

(5) 各表中内訳については、四捨五入したものであるためにその合計とは必ずしも一致していません。